

飯塚市公共施設等総合管理計画及び実施計画策定業務委託プロポーザル実施要領

1 目的

本市が所有する公共施設等のあり方や管理について、総合的かつ計画的な管理を円滑に推進するため、平成 28 年・平成 29 年に策定した「飯塚市第 2 次公共施設等のあり方に関する基本方針（公共施設等総合管理計画）」及び「飯塚市公共施設等のあり方に関する第 3 次実施計画」について、本市の財政状況や人口状況、将来見込み及び令和 5 年 10 月に国から通知された「公共施設等総合管理計画の策定等に関する指針の改訂について」を十分に踏まえた改訂を行うことを目的とする。

なお、価格のみによる競争によらず、プロポーザル方式で実施することによって、企画力、技術力、専門性、創造性、実績等を有し、業務の趣旨や事業内容を十分に理解したうえで適切な計画策定ができる受託候補者を総合的な見地から判断して選定するため、その手続事項を定めるものである。

2 業務概要

(1) 業務名称

飯塚市公共施設等総合管理計画及び実施計画策定業務委託

(2) 業務内容

別紙「飯塚市公共施設等総合管理計画及び実施計画策定業務委託仕様書」（以下「仕様書」という。）のとおり。

(3) 履行期間

契約締結日の翌日から令和 8 年 3 月 31 日まで

(4) 履行場所

飯塚市地内

(5) 契約方法

公募型プロポーザル方式による随意契約

3 見積限度額

29,450,000 円（消費税及び地方消費税を除く。）

（内訳：令和 6 年度 22,620,000 円、令和 7 年度 6,830,000 円）

4 参加資格

次に掲げる事項をすべて満たす者とする。

(1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4（同令第 167 条の 11 第 1 項において準用する場合を含む。）の規定に該当しない者

(2) 飯塚市有資格者名簿（以下「名簿」という。）に登載されている者—にあつては、飯塚市指名競争入札参加者の指名停止措置要綱（平成 19 年飯塚市告示第 28 号）の規定に基づく指名停止期間中でないこと及び飯塚市競争入札参加者の指名保留基準の規定に基づく指名保留期間中でないこと。また、名簿登載者以外のものにあつては、当該要綱の別表各号に掲げる指名停止措置要件に該当していないこと。

(3) 福岡県暴力団排除条例（平成 21 年福岡県条例第 59 号）に規定する暴力団または暴力団員等でないこと。また、同条例「第四章暴力団員等に対する利益の供与の禁止等」の規定に該当しないこと。

(4) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続開始の申立てをしている者でないこと。

(5) 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申立てをしている者でないこと。

(6) 破産法（平成 16 年法律第 75 号）に基づく破産手続開始の申立てをしている者でないこと。

(7) 法人格を有し、かつ本委託業務を十分に理解したうえで業務を円滑に遂行できること。

(8) 国税、地方税を滞納していないこと。

(9) 過去 10 年間（平成 26 年 4 月～令和 6 年 3 月）に、本業務と同様の業務について、国、地方公共団体等と契約実績があること。

[同様の業務：公共施設等総合管理計画、実施計画、公共施設等の長寿命化計画など]

(10) 本業務を行うにあたり、総括責任者及び主たる担当者を配置できること。主たる担当者は本業務を実質的に担当するものとし、業務完了まで特別な事情がない限り変更できないものとする。

(11) 本業務を遂行するにあたり、次に掲げる技術者を配置すること。

① 技術責任者 1 名（次のいずれかの資格を有する者）

ア 一級建築士 イ 技術士（建設部門、総合技術管理部門）

② 担当技術者 必要数（可能であれば上記①ア、イいずれかの資格を有する者）

(12) 福岡県内に本社、本店、支社、支店などの事業所を開設していること。

5 スケジュール ※日時は変更する場合がある。

日 程	内 容
令和 6 年 4 月 22 日(月)	公募要領等の公表
令和 6 年 4 月 26 日(金)	質問受付期限（17 時 15 分まで）
令和 6 年 5 月 10 日(金)	質問回答期限
令和 6 年 5 月 22 日(水)	参加表明書の提出期限（17 時 15 分まで）
令和 6 年 5 月 31 日(金)	企画提案書の提出期限（17 時 15 分まで）

令和6年6月5日(水)	1次審査(書類審査)
令和6年6月7日(金)	1次審査結果通知
令和6年6月10日(月)	2次審査開始時間等通知
令和6年6月21日(金)	2次審査(プレゼンテーション審査)
令和6年6月28日(金)	審査結果通知
令和6年7月5日(金)	契約締結

6 質問の受付・回答

(1) 質問の受付

①受付期限

「P2 5 スケジュール」のとおりとする。

②提出方法

質問票(様式5)により、「16 問い合わせ先」のメールアドレス宛てに送信し、その旨を電話にて連絡のこと。電話及び直接来庁による質問には応じない。

(2) 質問に対する回答

「P2 5 スケジュール」までに電子メールで回答し、後日市公式ホームページに質問者名を伏せて掲載する。

7 参加表明書等の提出

(1) 提出方法

開庁日の8時30分から17時15分までの間に持参又は書留郵便により「16 問い合わせ先」に提出すること。

(2) 提出書類

①参加表明書(様式1)

②会社概要票(様式2)

③役員名簿(様式3)

④業務実績調書(様式4)及び契約書写し等 ※本業務と同様の業務を記載

⑤会社概要(会社パンフレットなど任意様式)

⑥商業登記簿謄本(写し可。)

⑦財務諸表(直近の決算のもの。)

⑧国税、県税及び市税の納税証明書(未納がないことが確認できるもの。写し可。)

⑨印鑑証明書(原本のみ。)

※提出書類⑥～⑨については、提出日以前3箇月以内に発行されたものとし、飯塚市有資格者名簿登載者については提出の必要はありません。

(3) 様式の取得

市公式ホームページよりダウンロードすること。

(4) 提出部数・期限

提出部数は1部 期限は「P2 5 スケジュール」のとおりとする。

(5) プロポーザル参加の辞退

プロポーザルの参加を辞退する場合は、令和6年6月17日(月)17時15分までに「辞退届(様式6)」の提出により辞退を認める

8 提案書の作成・提出

(1) 提案書作成

- ①仕様書の業務内容を反映した提案を行うこと。
- ②本実施要領「12 審査基準」の評価項目No.5~11について、評価項目ごとに具体的な提案を行うこと。・No.5については、業務工程表(様式は任意)を作成し提案書に盛り込むこと。
- ③提案書は、A4版、横書き、20ページ以内、片面・両面印刷は問わないものとする。ただし、図表等で必要な場合のみA3版を織り込んで作成しても差し支えない。
- ④表紙(様式7)・目次・本編(仕様書に沿った提案)で構成し巻末に・業務実施体制(様式8)・業務実績調書(様式4)を添付し、左上をホッチキスで止めること。なお、白黒・カラーいずれでも可とし文字は、11ポイント以上を使用すること。
- ⑤提出部数は正本1部、副本9部とし正本にのみ代表者印を押印すること。また、副本には事業者の名称その他事業者が特定される情報(ロゴマーク等)は記載しないこと。(写真等の資料にも記載がないことを確認すること。)
- ⑥見積書(様式は任意)については、仕様書の業務内容ごとに、直接人件費、諸経費等業務遂行に必要な全ての作業項目及び経費の額を積み上げて作成することとし、事業者名を記載、代表者印を押印したもの(正本1部)を提出すること。

(2) 提出方法

開庁日の8時30分から17時15分までの間に持参又は書留郵便により「16 問い合わせ先」に提出すること。

持参の場合は、事前に下記の連絡先へ開庁時間内に電話でその旨を伝え、飯塚市が指定する日時に持参すること。

なお、提出締切以降における提案書等の差替え及び再提出は一切認めない。

9 失格要件

下記のいずれかに該当する場合は、当該参加希望者を失格とする。

- (1) 本実施要領4の参加資格を満たさなくなった場合。
- (2) 審査委員に直接、間接を問わずプロポーザルに関して不正な接触又は要求をした場合。

- (3) 審査の公平性に影響を与える行為があったと認められる場合。
- (4) 指定する様式によらない場合。
- (5) 提出方法、提出先及び提出期限に適合しない場合。
- (6) 記載すべき事項の全部又は一部が記載されていない場合。
- (7) 虚偽の記載がなされた場合。
- (8) 本実施要領 3 の「見積限度額」を超える見積金額で提案された場合。
- (9) 飯塚市指名競争入札参加者の指名停止措置要綱（平成 19 年告示第 28 号）の規定に該当する行為が認められた場合。

10 1次審査（事前審査）

参加希望者が、5 社以上となった場合は、1 次審査を実施する。事前審査は提案書等に基づいて、審査委員会が審査し決定する。なお、参加希望者数によっては事前審査を行わない場合がある。

事前審査・結果通知については、「P2 5 スケジュール」のとおりとする。この場合において企画提案書等の提出者として選定されなかった参加申込者は、その理由について通知日の翌日から起算して 7 日以内（休日は含まない。）に書面により財産活用課へ説明を求めることができる。なお、事前審査を実施しない場合は、令和 6 年 6 月 5 日（水）までに電話により連絡する。

11 2次審査（プレゼンテーション審査）

1 次審査通過者のプレゼンテーション審査を実施し、審査委員会の審査の結果、合計点が最も高い参加希望者を受託候補者とする。なお、点数の同じ者が複数いる場合は、審査基準の No. 5、No. 6、No. 7、No. 9 の 4 項目の合計点が最も高い者を選定する。

- (1) プレゼンテーション審査の実施日程等は「P2 5 スケジュール」のとおりし、電話及び電子メールにより通知する。
- (2) プレゼンテーション審査の順番は、原則、提案書等の提出順とする。
- (3) 参加人数は 3 名以内とする。（説明者は、本案件を受託した場合の主な担当者となるものとする。）
- (4) プレゼンテーションにパソコン等の機器を使用する際は参加希望者が準備することとする。ただし、それらを使用するための準備に要する時間は、プレゼンテーション審査開始前 10 分以内とする。なお、スクリーン、プロジェクターについては飯塚市が準備する。
- (5) 審査時間は、プレゼンテーション 20 分以内、質疑応答 10 分以内とする。
- (6) プレゼンテーション及びヒアリングでは、スクリーンに表示させる資料及び説明並びに持ち物等について事業者名は伏せることとする。
- (7) プレゼンテーションの際、追加資料の提出は一切認めない。

(8)プレゼンテーションは、非公開とする。

(9)評価項目の採点結果の合計点が満点の6割に満たない場合は、失格とする。

(10)最高得点の提案者の合計点が満点の6割に満たない場合は選考対象とせず、再度公募する。

(11)審査結果は、令和6年6月28日(金)頃、参加希望者全員に書面により通知する。この場合においても受託候補者として特定されなかった企画提案者は、その理由について通知日の翌日から起算して7日以内(休日は含まない。)に書面により財産活用課へ説明を求めることができる。

(12)審査の経緯・内容に関する問い合わせは、一切回答しない。

12 審査基準

No.	審査項目	評価項目	詳細	配点
1	業務履行能力	実施体制、 業務実績	事業者の評価(専門技術力・担当者の保有資格など)	5
2			国、地方公共団体等における本業務と同様の業務についての、平成26年4月から令和6年3月までの実績 ※公共施設等総合管理計画、実施計画、公共施設等の長寿命化計画等	5
3			実施体制・責任者が明確化されているか。 (総括責任者及び担当者の実務経験年数)	5
4			実施体制・責任者が明確化されているか。 (総括責任者及び担当者の担当実績)	5
5	企画提案書 業務内容	業務工程等	適切な業務工程と役割分担が具体的に提案され、それらが実施可能であるか。詳細スケジュールが適切に示されているか。	10
6		計画策定への考え方及び姿勢	総務省の「公共施設等総合管理計画の策定にあたっての指針」等に即した計画策定の提案となっているか。仕様書に基づき、その目的や条件等を理解した提案となっているか。	10
7			本市の現況、本市を取り巻く環境や社会的情勢を的確に把握したうえで、公共施設等のあり方に関する計画策定支援に対する考え方や手法は適切か。	10

8		業務内容についての提案	施設カルテの更新、または新たな管理ツールのための実施方法、手法が提案されているか。	10
9			維持管理・更新等に係る中長期的な経費の算定についての提案がされているか。	10
10			その他仕様書に記載された項目についての提案がされているか。	10
11			仕様書にない独創的で具体的な提案がなされ、それらが有益で実施可能な提案であるか。	5
12	プレゼンテーション	提案書の説明能力	業務提案書に基づいた確かな説明と質疑応答への対応がなされているか。	5
13	見積書	見積額	見積額について相対的に評価する。	10
合 計				100

※ 1次審査（事前審査）は、提案書等に基づいて評価項目No.1、2、3、4、13について審査を行う。

13 審査結果の公表

審査の結果については、飯塚市ホームページに以下の内容で公表する。

- (1) 受託候補者の名称、所在地、総得点
- (2) 受託候補者以外の総得点（社名等は、非公開とする。）

14 契約の締結等

契約については、以下の内容で飯塚市契約規則に基づき、受託候補者と締結する。

- (1) 契約締結前に、飯塚市と受託候補者の間で提案書等の内容をもとに、具体的な協議を行うものとする。なお、協議にあたっては、提案書等の内容の一部を修正する場合がある。
- (2) 受託候補者は、委託業務の全部を一括して第三者に再委託することは認めない。但し、委託業務の一部を委託する場合については、あらかじめ飯塚市の承諾を得ること。
- (3) 受託候補者は、飯塚市契約規則に基づき、契約締結時に契約保証金を納めること。契約保証金の額は、契約金額の100分の10以上の金額とする。※免除規定あり
- (4) 契約時期は、令和6年7月上旬を予定
- (5) 受託候補事業者が、契約を辞退したときまたは、特別な理由により受託候補者と契約締結ができない場合は、「11 プレゼンテーション審査」で順位付けした参加希望者の順に契約交渉を行うものとする。

15 その他の留意事項

- (1)本プロポーザルに伴う、提案書等の作成及び提出等それらに係る費用の一切は参加希望者の負担とする。
- (2)本要領に基づいて提出される提案書等に用いる言語は日本語とし、通貨は日本円とする。
- (3)提出された提案書等は、返却しない。
- (4)提出された提案書等は、他の用途には使用しない。
- (5)提出された提案書等については、飯塚市情報公開条例第8条第1項第2号によるものを除き、原則公開とする。
- (6)提案書等に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標特権の日本国及び日本国以外の法令に基づき保護される第三者の権利の対象となっているものを使用した結果、生じた一切の責任は参加希望者が負うものとする。

16 問い合わせ先

〒820-8501 福岡県飯塚市新立岩5番5号

飯塚市役所 行政経営部 財産活用課 財産活用係(担当：藤原・畠中)

電 話 0948-22-5500(内線1411)

F A X 0948-21-2998

メールアドレス zaisankatsuyou@city.iizuka.lg.jp